

# 東京古田会ニュース

—古田武彦と古代史を研究する会— No.219 Nov.2024

http:// tokyo-furutakai.com/

e-Mail: saitaka7078@yahoo.co.jp

代 表: 安彦 克己

編集発行: 事務局 〒212-0024 川崎市幸区塚越3-370 斎藤 隆雄 TEL/FAX 044-522-7500

郵便振替口座 00110-1-93080 年会費 4千円

口座名義 古田武彦と古代史を研究する会

## 目 次

\* 本居宣長の中国との外交史論

世田谷区 國枝浩……①

\* 『和田家文書』備忘録9

淨法寺と近松門左衛門

港区 安彦克己……⑤

\* 『古代史エッセー』82

「日本国は倭国の別種」考

日野市 橋高 修……⑦

\* 卑弥呼はヒミキウヲと読む

吉川市 堀口啓一……⑧

\* 『幻想の津輕中山古墳群』の証言

京都市 古賀達也……⑩

\* 百濟の姫に子を産ませた武烈王

八尾市 服部静尚……⑫

\* 神功皇后研究余録

岩見沢市 和田高明……⑭

\* 「東京古田会」月例会報告⑧

文責: 新保 高之……⑯

\* お知らせ

本居宣長の中国との外交史論  
世田谷区 國枝 浩

## 第一節 はじめに—宣長の注目するべき歴史観

外交史を展開する『馴戎慨言』(ぎよじゅうがいげん)において、宣長は中国や朝鮮半島の国々とヤマト王権、またヤマト朝廷の外交関係について彼の見解を述べている。ここに言う『馴戎慨言』の「馴戎」とは「西戎を馴する」つまり日本より西にある中國や朝鮮半島の国々を、皇朝(すめらみかど)が支配するという意味であり、ここには宣長独特の「高邁な」近畿ヤマト中華思想、華夷思想が示されている。

注目すべきは、宣長は結局のところ、ヤマト王権と中国の王権との接触は隋の時代にあたる大業三年(607年)が最初であったと主張したことである。中国の史書に書かれた紀元一世紀の前漢に始まる倭国と中国の国交、その後、後漢、魏、宋、梁に対する倭国の遣使の記録は、幾つかの理由によつて否定されていく。中国の史書に載る「倭国」記事がすべて近畿ヤマトの天皇家のものだと解釈する現在の多くの通説的な見解とは対照的である。なお、以下で頁数のみが示されているのは、宣長全集第

八巻『馴戎慨言』(筑摩書房)からのものである。

例え、宣長は『前漢書』地理志に見える倭人の条は皇朝とは無縁のものが「わたくしにかの国へ」通わしたものととらえている(29頁)。『後漢書』の帥升しかり(31頁)。卑弥呼や壹輿の遣使も皇朝の遣いではなく、西の辺(ほとり)端っこにいた勢いのある熊襲などのたぐいが「私につかはしたる使也」(32~33頁)とされている。さらに、倭の五王についても日本府にいた卿(まえつきみ)が断りもなく遣使したものと解釈する。そして、倭の五王は『書紀』の天皇の名前とは合致しない、また続柄も合わないと理由を添えて皇朝との関係を否定する。これも「わたくしのしわざ」と断定されている(37~38頁)。宣長のこの見解は、倭の五王を天皇家と結び付けようとする宣長の先達、松下見林に対する批判でもある。しかし、この見解は現在の通説にとつても痛いところを突いているのではないだろうか。

以上の議論に関して言えば、宣長は中国の史書の内容を真っ向から否定してはいない。さらに宣長は、少なくとも『馴戎慨言』に関しては、文字の書き換えというような小手先の「改作」は行っていない。このことは

印象的である。日本古代史研究の常道として文字の書き換え、特に中国の史書の文字の書き換えを行う「風潮」、自分の解釈に都合がよいように書き換える「技法」、むしろ、「書き換えの巧みさ」を競っているかのよう

な「流儀」と対比させるとき、宣長の研究姿勢はある意味で堅実である。私はヤマト王権が中国の王権と接触を開始するのは唐の咸亨元年（670年）の遣使、より正確に言うと遣使以前の「様子見」、が最初であると考へている（注）。中国との国交開始時期607年は宣長のほうが、私の見解よりも少し早いことになるが、宣長はおそらく他のどの学説よりも、ヤマト王権による中国との国交開始が遅いという立場に立つ。いや、私の知る限り通説的理説の中では最も遅いであろう。この点で私は宣長に特に興味を持つことになったのである。

宣長は、私が注目する咸亨元年（670年）については特別の考察はして

いない。この年の遣使が『書紀』における河内直鯨による遣使に対応するとして述べているにどどまつていて。（54頁）

本稿では咸亨元年以前にあたる時代の前までについて、宣長の外交姿勢、政治姿勢が特徴的に表れている点を中心に論じることとする。

（注） 抨稿：「近畿ヤマト王権による初の中

国遣使は咸亨元年である」 東京古田会会報2  
17号などを参照

## 第二節 宣長の外交問題における基本姿勢

外交問題を論じている『駄戎慨言』における宣長は、『日本書紀』と中国の史書に書かれたか否かについては、「書記にある」、「書記にはない」、「中国の史書による」、「中国の史書に見えず」などと記述することで、出典を明確にしようとしている。ただし、宣長の考え方は、日本書紀と中国の史書が食い違う場合には基本的には『日本書紀』に従う。さらに、中国の史書の記述と『日本書紀』の記述が不正確な形で統合されることがときには起こる。宣長の興味深い視点、またその問題点などを見ていく。

### 第一項 開皇廿年（600年）と大業三年（607年）の扱いの違い

開皇廿年の「倭王姓阿毎 字多利思比孤・・・遣使詣闕（王宮）」について宣長は言う（41～42頁）。多利思比孤は男帝であり、推古天皇は姫尊なので合わない。「西の辺（ほどり、筑紫など）のもの」の遣いではないか、と宣長は言う。この点では宣長は現代の定説派よりも良識がある。

原因であつたのだろう。

しかし、『隋書』を見れば宣長の言うことはいかに「ひがごと（理屈に合わない）」かがわかる。開皇二十年（600年）の遣使記事に多利思比（北孤の名があり、推古天皇が女帝であるので宣長が関わりなしと述べた。しかし、関わりありと述べた大業三年（607年）の遣使記事にも多利思比（北孤の名がある。男性である。

### 第二項 「対等外交」について

もともと『日本書紀』からは、ヤマトの王権が「対等外交」などという政治路線を採用するということは読み取れない。むしろ、推古紀に残る謎の国書には推古天皇が「朝貢」したと記されていた。「朝貢」姿勢が拒否されていないのである。推古紀十六年（608年）八月、『隋書』には

男女の違いについて誠実に解釈し、応えようとしているからだ。また、宣長は、皇朝の統制力が及ばない九州などに政治勢力が存在することをここで承認している。この点は後に第三節でも述べてみたい。

ところが、『隋書』の有名な「日出所の天子、日没するところの天子に書をいたす」については、宣長は「態度を一変させる」。宣長はこの『隋書』の記事を承認し、「天子対天子」の対等外交は「皇朝」、ヤマト王権のものであつたとする。「ま」との御使いであつた、「書紀にのせられざれども、誠にさぞありけん」と言う（42～43頁）。そして中国の史書だけに記載されたにもかかわらず、宣長が承認した唯一の事例がこの607年であつた。「天子対天子」という対等外交であつたことに好感を持ったからであろう。日本の「天皇」が中国によつて「天子」と呼ばれたことが高評価の

宣長はここで文字改訂は確かに行つていながら、自分の都合によつて中国の史書を肯定し、また都合によつて無視するという「技」を使つていたことを指摘しておく。また併せて言えば、以上のことは中国の史書だけを肯定して対中国国交史を理解する私の立場のほうが、日本古代史の真実から逸脱しない可能性をもつという教訓も与えてくれそうである。

そして、この時代も推古朝の時代のはずだ。「姫尊」問題はどうなつたのか。『日本書紀』を信じる宣長からすれば、600年も607年と608年も推古朝の時代である。姫尊の推古が在位していた。裴世清は608

小野妹子が帰国したときに、裴世清が持参したのであろうか。隋の皇帝、楊帝（煬帝）からの国書である。「皇帝から倭皇にご挨拶を送る……天皇は海のかなたにあつて国民をいつくしみ、国内平和で人々も融和し、深い至誠の心があつて、遠く“朝貢”されることを知つた。ねんごろな誠心を自分は喜びとする。」

この国書には宣長にとつての大問題であるはずの言葉には触れられていない。つまり「朝貢」である。この国書で宣長は一言も「朝貢」について触れていない。また、『隋書』に載る多利思比（北）孤からの遣使が「朝貢」扱いされていたことについても宣長は触れていない。また、皇朝が中国に遣いを送ること自体を屈辱と捉える宣長が、「朝貢」に憤らないという不徹底さがある。「朝貢」の書かれた国書。これについて通説でも全く触れられていないようである。議論を行わないで、「対等外交」だけが際立つようにする通説派的な姑息な手法の先駆けであろう。

ここで多利思比（北）孤の倭国（九州）が採用した「対等外交」の意味を簡単に見ておこう。

まず、中国の王権というと漢民族の南朝までである。北方騎馬民族が

北部から侵攻して西晋が崩壊し、漢民族を南方に追いやつていく。そして南北朝時代が訪れる。南朝（宋・齊・梁・陳）がいわゆる漢民族主体の王権であるのに対して、北朝（北魏・東魏・西魏・北齊・北周）は北方騎馬民族の鮮卑主体で、これに匈奴が附隨した王権である。そして北朝系の隋によって中国全土が統一され、南朝が滅びることで南北朝が終焉を迎える。中華の中心的存在、漢民族の南朝が滅びた後に残つたのが、蛮夷の国々だけになつた。隋、そして唐は隋の流れをくむ鮮卑主体の王権であった。中華思想における南蛮・西戎・北狄・東夷に当てはめると、鮮卑は北狄、倭国は東夷に当たることになる。北狄と東夷は「対等」になる。

このことを念頭に置いて倭国（九州）の対中国遣使状況を見てみよう。

倭国（倭）の遣使記事は前漢・後漢・魏・西晋と、いうように漢民族の王権とのものであつた。南北朝の時代にはやはり漢民族系の南朝宋と梁への遣使は行われていたが、鮮卑系の北朝には遣使がなされていなかつた。

しかし状況は変わつてしまつた。それまで先進の文物を摂取してきた南朝が滅んだからである。ところが、

鮮卑系の王権は早くも北朝の北魏の時代から仏教などを自らに取り入れ、また漢民族の文物を積極的に採り入

れ、言語までも漢語を使用するまでになつていつたのである。北朝の流れをくむ隋、そこから学ぶべきものは多い。様々な面で隋の上位に立つてゐるわけではない。しかし北狄あがり。隋に對してどのような態度で臨むのか。多利思北孤は考えに考え抜いたであろう。その帰結が「北狄」対「東夷」の「対等外交」ではなかつたか。

そして裴世清や高表仁（高仁表）が中国から列島に派遣された理由はこの多利思北孤による「対等外交」路線にあつたのではなかつたか。「朝貢外交」をするように、「冊封体制の下に身を置きなさい」という説得のために。高表仁が王と「礼」をめぐつて争つたその「礼」とは単に個人の道徳的レベルのものではなく、国家間の位置関係をめぐるものだつたのではないか。

隋も唐もその史書で列島への遣使の理由を明示していないので推測の域を出ないのだが。そして、その結果が白村江戦であつた、と。これに対して、『書紀』からは「対等外交」の姿勢の欠片も、「礼」をめぐつて争う気概もまったく感じられない。この点について、宣長の見解が得られたらと思う。

「もしかの国王などへ詔書たまわんには、天皇隋国王に勅す」（43頁）、う次第である。

ここでは、皇朝が遣使に出かけたという屈辱は容認してしまう。「命令を下す」ためならば中国から使者を

第三項 「天子」としての天皇が中国に「朝貢」する皮肉

呼びつけるべきであろう。わざわざ自分の方から出向くことなどはありえない。解釈上の「都合主義がここにも現れている。自分の満足がいくように解釈できればよし」という姿勢でしかない。

宣長の原則からすれば、日本の皇朝が中国を含め外國と付き合う基本は、皇朝の側から遣使を行うなどということはあつてはならないということであったはずである。外国の王は皇朝に対しては貢を奉るべき立場にある。言い換えれば、皇朝に対して諸外国は「朝貢」する立場にある。「命令を下す」ためであつても自ら遣いを送るなどのことがあつてはならないのである。しかし宣長は、そのような建前を捨ててまで自ら遣いを送るとは、「かたじけない」ことであると記す。これは、「皇朝の心の広さ」を示したものと解釈しているのである。こうすることで自らの「憤り」、あるいは「忸怩たる思い」を鎮めようとしているようみえるのである。

しかし、この立場も、言い換えればこの「納得の仕方」、あるいは「強がり」も、貞觀五年（631年）の高表仁以降には見事に崩れていく。中国から日本への遣使はまったくなくなり、日本国からの一方的な遣使しか行われなくなるからだ。ヤマト朝廷の確立後は、日本国は唐に「朝貢」し

か行つてはいない。この宣長にとつては屈辱的とも思われる事態について宣長は一言も触れていない。

推古紀の中にあつた「朝貢」にも『隋書』に記された多利思比（北）孤の「朝貢」についても一言も述べなかつたのと同様である。宣長としては、首尾一貫しない姿勢だと言わざるを得ないだろう。

『通典』『唐会要』の659年の記

事に類する記事が『書紀』齊明五年に載る。伊吉博徳の書によつて書かれた「蝦夷の男女二人を伴い唐に遣使する」記事である。これが宣長によつて史実であつたとされている（50～51頁）。『書紀』ではこの遣使に先立つ齊明四年四月条で秋田、能代の蝦夷を討ち、さらに津軽まで郡として治めたと記す。しかし、これは史実とは認められないだろう。

その理由は、まず『続日本紀』の元明紀、和銅二年（709年）の記事には

越後の蝦夷との戦闘が進行中である状況が記されている。つまり、「征越後蝦夷將軍」に佐伯連石湯が任命されているのだ。元明天皇は齊明の時代の約四十年後に当たる。齊明時代に東北の最奥まで蝦夷征討が進んでいることは考えられない。坂上田村麻呂の時代でさえ岩手の胆沢城付近までである。津軽までの征討が行われるのは源氏の時代になる。

さらにまた、『旧・新唐書』日本（国）伝の咸亨元年（670年）時点からその後まもなくの時点において、「山外は毛人（アルプス以東は蝦夷の国）」と記されていたこととも矛盾があるからである。関東までの蝦夷征討がなされていなかつたのではないか。以上点についても宣長と議論したいものである。

#### 第四項 齊明紀の蝦夷国への進行・ 侵攻記事は無謀

『通典』『唐会要』の659年の記

事に類する記事が『書紀』齊明五年（659年）に載る。伊吉博徳の書によつて書かれた「蝦夷の男女二人を

伴い唐に遣使する」記事である。これが宣長によつて史実であつたとされている（50～51頁）。『書紀』ではこの遣使に先立つ齊明四年四月条で秋田、能代の蝦夷を討ち、さらに津軽まで郡として治めたと記す。しかし、これは史実とは認められないだろう。

その理由は、まず『続日本紀』の元明紀、和銅二年（709年）の記事には

秋田、能代の蝦夷を討ち、さらに津軽まで郡として治めたと記す。しかし、

これは史実とは認められないだろう。

#### 第五項 『國號考』における「倭」の解釈

宣長は「倭」という文字については「不雅」だとは思わなかつたのだろうか。国号改名問題にもかかわる「倭」という文字について『國號考』の中で論じている（注）。宣長は「倭」を「ヤマト」と読む。もともと「ヤマト」という漢字は「夜麻登」、ないし「耶麻騰」であったが、『古事記』を含め古より「倭」の字をあてて書いていること、そして「倭」の字が「世にあまねく用ひならへる」のでつかえばよい。

『旧・新唐書』にあるように「倭國自悪其名不雅」からといって嫌う必要はないと述べている。「皇大御國（ス

でいることは考えられない。坂上田村麻呂の時代でさえ岩手の胆沢城付近までである。津軽までの征討が行われるのは源氏の時代になる。

メラオオミクニの號（ナ）となりて存在したは、すなはち嘉號（ヨキナ）なるをや」とさえ述べている。「倭」が國号としてずっと使われてきた。尊重しよう、ということであろうか。そうでも言わなければ、宣長は「倭」の字が満載の『古事記』について何も書けなかつたであろう。

（注）『國號考』宣長全集第八卷 463～4

64頁

### 第三節 宣長の外交史に見る肯定的側面——宣長の多元的國家觀について

もちろんのことながら、宣長は近畿天皇絶対主義の立場であり、近畿ヤマト一元論者であることに変わりはない。しかし、宣長は天皇家が日本の広域を支配していた唯一の政治勢力ではなかつたことを、消極的な形ではあるが認めていた。このことは、列島内にヤマト王權以外の勢力を認めていることからもわかる。

一つは、「西の辺（ほとり）のもの」、「筑紫の南のかなたにいて勢いのある、熊襲のたぐいひなりしもの」の勢力であった。彼はその存在を認めていた。さらに、ヤマト王權の統制の効かない朝鮮半島にいる日本府の卿も含めると二つの勢力と言つてもよいだろう。もちろん、ヤマト王權を含めれば三つの勢力が日本列島関係の権

力者、あるいは王權として存在したことになろう。彼が「多元的國家觀」の立場をとつていることは間違いないのではないか。この点は宣長の説の積極面と言えるだろう。

しかし、このとき彼は考えなかつたのであろうか。倭国は、『漢書』地理史の紀元前一世紀から卑弥呼の時代などを経て、『隋書』の紀元600年代初頭まで、700年余もの長期にわたり中国と国交を継続してきた

「西の辺のものたち」は、大した国力と政治力を備えていた、ということが推測されたはずである。宣長はそこに思いを馳せ、「西の辺のものたちもなかなかやるものだ」、「西の辺にも王權があつた」とは考へなかつたのか。私は宣長が自身の説が内包するこの「多元的國家觀」を正視するべきであった、と時代を超えて言いたい。

## 『和田家文書』備忘録9 淨法寺と近松門左衛門 港区 安彦克己

『和田家文書』には岩手県二戸市淨法寺町御山にある「天台寺」に関する史料は概ね八〇本を超える。

一例を挙げれば、

① 「今淨法寺は天台寺となりき」

（注1）

この史料は淨法寺の名称を南部氏の時代に天台寺に変えられたことを伝えていた。

② 「東日流六郡誌絵巻」にある「安

倍安東秋田氏遺跡八十八景」の「荷薩丁淨法寺」には大木の杉木立の中に寺の本堂が描かれ、詞書

きは

「奥州上閉伊なる荷薩丁淨法寺は、安倍頻良が祖先の菩提寺とて、安日山淨法寺と号け、建立せしものなり。秋田孝季」（注2）



とある。

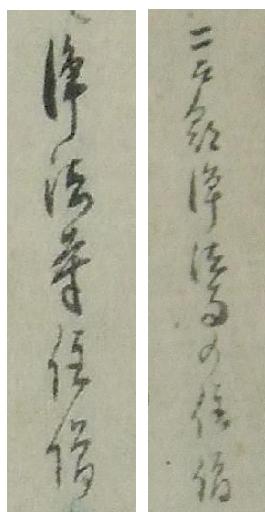
『和田家文書』によれば、淨法寺は安倍・安東氏の菩提寺であつた。従つて史料は多い。しかし東北地方の歴史研究者たち（大矢邦宣氏他）、それから天台寺であり、淨法寺は土地の名称であると公言している。（注3）

筆者は長年『和田家文書』以外に、この寺がかつては「淨法寺」と呼ばれていた、とする史料を探索していた。荒れ果てて謎の寺と言われた天台寺を解明しようと故高橋富雄氏が中心となつて立ち上げた「淨法寺懇談会」の機関誌『淨法寺』創刊号に、『桂泉觀音之御本地』（『御本地』という）全文が掲載されている。（注4）

しかしこの資料は昭和五〇年、稲葉朝吉氏が「八葉山天台寺御本地」を「万葉仮名、あて字などあり：現代風にした」と記していることから、大元の史料の実見を願つていた。

二〇一六年の夏、淨法寺町民俗資料館を訪問し、同館が保管する完全な正本『桂泉八葉山天台寺 正觀音由來記・全』（『由來記』という）、『八葉山天台寺御本地』（他に類本2本はコピー資料）計四本を拝見し、写真も撮らせていただいた。

四本の史料は「写本によつて語句に違ひがある」と同館学芸委員Nさ

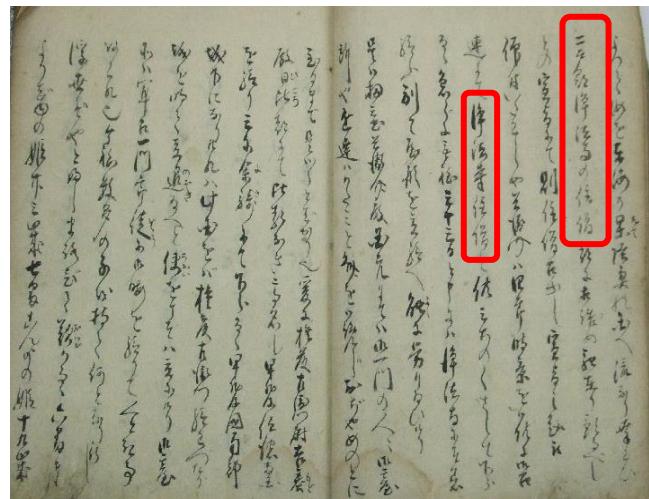


んからご教示いただいたが、内容は稻葉朝吉の『御本地』と同じである。『御本地』の大筋は、聖武天皇の頃、陸奥国二戸郡淨法寺に流された父親に会うため母と娘三名、息子若松の計五人が甲斐信濃から淨法寺を目指して旅に出る。これだけでも安寿と厨子王で有名な『山椒大夫』と似ている。鷗外は説経節の『三庄太夫』の残酷な部分をそぎ落として作品にしたもの。

江戸初期から隆盛となつた古淨瑠璃や説経節などで「本地物」とは、神仏・社寺の縁起を説いたもので、この『御本地』もこの類の本であると想像した。その証として語りはじめと最後に「天台寺」が三度でてくる。

「これから今は天台寺となつている寺の縁起をかたりますよ」の体裁となつてている。

次の写真〔由来記〕が示すように「二戸の淨法寺の住僧」「淨法寺といふ寺の候か」の語句が出現する。奈良時代では「淨法寺」であつたことを告げている。

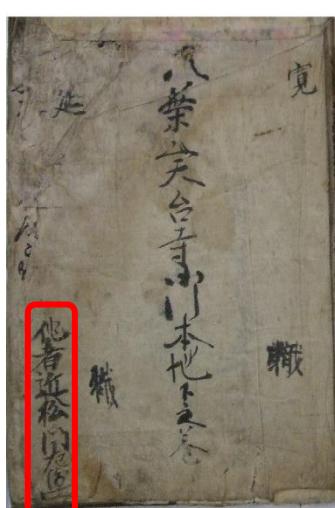


今年二四年八月に出版された松井今朝子著『一場の夢と消え』(注5)を読んだ。その中で、正親町(おおぎ

まち)家の食客であつた信盛(門左衛門)は不義をとがめられた末に芸道にすがり、市街で門付けをする説経師・栄宅と出会つたことから説経節の文案を書き始めるとある。

説経節の解説書、関山和夫著『説教の歴史―仏教と話芸』(注6)の小見出し「説経節の隆盛」では「関東で力があつた説経節一座の玉川派は…寺とは関係なく興行して成績をあげていたが、内容は仏教的なものばかりであつた」とし「説経淨瑠璃の正本は、寛永の頃から刊行され「五翠伝」(熊野之御本地)「法藏比丘」(阿弥陀之本地)…など本地縁起物が多く出た」とあり、多数の演目の中で「小栗判官」「山椒大夫」などが挙げられている。

説経節関連の研究書で栄宅の名はなかなか見いだせないが、淨瑠璃・歌舞伎など近世劇文学の研究特に『役者論語』の注解で高い評価を受けた守随憲治による『近松』(注7)にその名がある。説経節にも筆を染め



- まち)家の食客であつた信盛(門左衛門)は不義をとがめられた末に芸道にすがり、市街で門付けをする説経師・栄宅と出会つたことから説経節の文案を書き始めるとある。
- 今まで淨法寺の名称と通過する地名にのみ特化して読んでいた『桂泉観音之御本地』を近松の作品としてもう一度を読み直す事が出来た。そこには「草木国土悉皆成仏」の成語も出現し、「秋田孝季集史研究会」の玉川宏氏から届けられた史料を検討する切っ掛けとなればと考えている。
- (注1) 和田家文書コレクション  
(注2) 山下笙介編『東日流六郡誌』(注3) 大矢邦宣『機関誌』(注4) 稲葉淺吉『八葉山天台寺御本地』(注5) 松井今朝子著『一場の夢と消え』(注6) 関山和夫著『説経の歴史―仏教と話芸』(注7) 守随憲治著『近松』
- まち)家の食客であつた信盛(門左衛門)は不義をとがめられた末に芸道にすがり、市街で門付けをする説経師・栄宅と出会つたことから説経節の文案を書き始めるとある。
- 今まで淨法寺の名称と通過する地名にのみ特化して読んでいた『桂泉観音之御本地』を近松の作品としてもう一度を読み直す事が出来た。そこには「草木国土悉皆成仏」の成語も出現し、「秋田孝季集史研究会」の玉川宏氏から届けられた史料を検討する切っ掛けとなればと考えている。
- (注1) 和田家文書コレクション  
(注2) 山下笙介編『東日流六郡誌』(注3) 大矢邦宣『機関誌』(注4) 稲葉淺吉『八葉山天台寺御本地』(注5) 松井今朝子著『一場の夢と消え』(注6) 関山和夫著『説経の歴史―仏教と話芸』(注7) 守随憲治著『近松』
- た門左衛門の作品が京・大坂から遠く離れた荷薩丁の淨法寺の「御本地」物として残されていても不思議ではないと知れた。
- 今まで淨法寺の名称と通過する地名にのみ特化して読んでいた『桂泉観音之御本地』を近松の作品としてもう一度を読み直す事が出来た。そこには「草木国土悉皆成仏」の成語も出現し、「秋田孝季集史研究会」の玉川宏氏から届けられた史料を検討する切っ掛けとなればと考えている。
- (注1) 和田家文書コレクション  
(注2) 山下笙介編『東日流六郡誌』(注3) 大矢邦宣『機関誌』(注4) 稲葉淺吉『八葉山天台寺御本地』(注5) 松井今朝子著『一場の夢と消え』(注6) 関山和夫著『説経の歴史―仏教と話芸』(注7) 守随憲治著『近松』

日野市 橋高 修

### 【大和岩雄氏の問題提起】

大和岩雄氏は『「日本」国はいつで

きたか 日本国号の誕生』(大和書房、1996年)の中で、「従来の日本国号論考の多くは、旧新『唐書』が、単に倭から日本に国号がかわったことを記すだけでなく、倭と日本は別々の国で、どちらかが一方を併合したために、国号が変わったと記している記事を無視して論じている。私は旧新『唐書』の倭国と日本国は別(旧唐書)、倭国が小国日本を併合した(『新唐書』)という記述を無視して、日本国号の成立を論じるのは一面的だから、この問題にふれて、なぜ旧新『唐書』がこのような記述をしているかを考えてみる。」と述べている。

### 【教科書の記述と歴史認識】

正直に言うと、古代史の勉強をするようになるまで『旧唐書』日本国伝に「日本国は倭国の別種なり。」と記されていることを知らなかつた。隋書倭国伝の「日出處の天子書を日没する處の天子に至す」は何度も聞かされているのとは対照的だ。前者は教科書には記されていないが、後者はあらゆる教科書に明記されている。学校教育の影響の大きさを痛感する。

### 【旧新『唐書』の記述と国名の改号】

教科書には、倭国と日本国は同じ国で国名が変わつただけ、と理解されるように記されている。中国の正史である旧新『唐書』には次のように記されている。

『旧唐書』には、日本は、「倭国とは別の国だた」、「倭国が国号を悪み日本に改号した」、「旧小国の日本が倭国地を併合した」とある。

『新唐書』には、「中国語を学んで倭の名を悪み、日が出るところに近いから日本と改めた」、「倭が小国の日本を併合して日本という国号に改めた」と記されている。

『旧唐書』日本国伝では、日本から来た使者の倭国と日本国についての発言が記されているが、「実を以て対えず」と信用していない。使者は日本国の支配領域についても語っている。それらをすべて聞いた上で唐側(あるいは『旧唐書』の編纂者)は「日本国は倭国の別種なり」と結論付けているのである。『新唐書』も多少の異同はあるものの倭国と日本国を別国と認識している。

### 【唐曆】『通典』の記述

中国には、倭国と日本国が同じ国だつたと理解できる記述をしている史料も存在している。『唐曆』(欽日本紀に逸文)には「日本国は倭国の別名」、『通典』(貞元十七年成立)には

「倭一名日本、自ら国が日邊にあるので日本と称すという。」と記されている。倭国と日本国は同一国と解釈できる。『唐曆』と『通典』の編纂者も旧新『唐書』で使用された原史料は認識しているはずだが、倭国から日本への国号変更の結果だけとらえて、倭国と日本国を同一視している。

『唐曆』と『通典』の当該文はどちらも長安二年(702)の遣唐使栗田真人の來訪記事の中に記されているので、栗田の発言をもとにして作成されているが、栗田の認識は大和朝廷の公式見解だったと考えられる。

『新日本紀』が記すヤマト一元説

『新日本紀』には、唐の史書では「大倭、倭奴、日本」の他にも「耶馬臺、耶摩堆、耶摩堆、倭人、倭国、倭面等」たくさん書き方をしているが、すべて「ヤマト」と読んでみな同じ意味だ、と記されている。新日本紀が編纂された鎌倉時代にはヤマト一元説が確立されているようだが、八世紀初頭に大和朝廷で確立した考え方(栗田の認識)が継承されている。

中国からみた日本列島

ここではこれまでひそかに感じていた私見を述べようと思う。

中国史書には紀元前後から日本列島に関する記事が登場している。列伝の末尾に記されるのは三国志(魏書・鳥丸鮮卑東夷伝・倭人条)が最初

の認識でも、三国志よりも後代に編纂された『後漢書』にも東夷伝の中に倭条がある。倭国と日本国は同一国と解釈できる。『唐曆』と『通典』の編纂者も旧新『唐書』で使用された原史料は認識しているはずだが、倭国から日本への国号変更の結果だけとらえて、倭国と日本国を同一視している。

十一世紀に編纂された『新唐書』は『旧唐書』までの正史に記されている倭国は七世紀末までに消滅しているので、『旧唐書』の倭国伝は過去記事の中に集約して、日本列島関連記事を日本伝の中に統合した。

だが、三国志よりも後代に編纂された『後漢書』にも東夷伝の中に倭条がある。倭国と日本国は同一国と解釈できる。『唐曆』と『通典』の編纂者も旧新『唐書』で使用された原史料は認識しているはずだが、倭国から日本への国号変更の結果だけとらえて、倭国と日本国を同一視している。

# 卑弥弓呼はヒミキウヲと読む

## 吉川市 堀口啓一

卑弥弓呼は一般的にはヒミココ・ヒミクコと読まれる事が多いが、これは非とすべきであろう。何故なら、もしヒミココと言う人名であれば、魏志倭人伝は卑弥弓呼ではなく卑弥呼呼と記録した筈である。

### 一 卑弥弓呼は何と読むのか？

狗奴國王卑弥弓呼と言う王が魏志倭人伝<sup>(1)</sup>に登場するが、この王名は倭語で何と読めば良いのか、長い間疑問に思っていた。

この人物の名は日本語の音読みでは表記しにくいらしく、特に定まつた名称は見当たらぬようである。歴史研究者も自信を持つて読めてはいないようで、やや持て余しているようにも映る。

これに対し、私は漢語で読むのが正しい方法論なのではないかと考えている。

歴史研究者はどうしても日本語の音訓で読もうとするが、倭人の言葉を魏代の官吏が聞き取つて記録に残しているのであるから、漢語の発音を用いて読むべきかと思う。この王名はヒミキウヲと読むべきであると考える。

本稿の内容は、恐らく今まで誰も唱えていない新説である<sup>(2)</sup>と思う。

### 二 卑弥弓呼はヒミココ・ヒミクコとは読まない

掲げる事とし、また参考として万葉仮名(上代特殊仮名遣い)に加えて日本での音読みも交えて掘り下げてみたいと思う。

### 四 卑弥弓呼は漢語で何と読むのか？

同様に、ヒミクコであれば卑弥公呼のような字を当てたのではないか。そう考へると、卑弥弓呼はヒミココ・ヒミクコとは読まない(読めない)筈である。

### 三 三国時代および西晋朝の漢語の発音

魏志倭人伝は西晋朝で編纂されたものであり、編纂に利用した史料は魏王朝の時に残された記録なので、魏志倭人伝に記録されている名称の漢語発音は魏王朝の頃の発音が使われている事になる。

では魏王朝の頃の漢語発音を調べれば良いと言う事になるが、実はこれは中々難しいようだ。

何故かと言うと、魏王朝から西晋朝の時代は漢語の上古音と中古音の恰度境界の時代となつていて、どちらの漢語発音が使われていたのかを特定するのが難しいのである<sup>(3)</sup>。

よつて、本稿では特定の時代の漢語発音に拘らずに漢字の発音を広く

エキウンウオとなる。なお、古代の倭語ではハ行音は存在せず、代わりにフア行音が存在していたと言ふ見解<sup>(5)</sup>もあり、その場合は倭人はピエミエキウンフアもししくはピエミエキウンファに近い倭語を話していたと言う事になる。

### 五 卑弥弓呼は倭語で何と読むのか？

卑弥弓呼の漢語での発音は前記の末の表1<sup>(3)</sup>となる。漢語発音の後に片仮名で括弧書きを行つてゐるのは、私が想定する発音である。

この表から分かる事は、卑弥弓呼の漢語での発音はとても難解であると言つ事であろう。

卑弥弓呼の上古音は pieg-miē-

kiung-hag、中古音は piē-miē-

kiung-hoとなる。片仮名で書くと上古音はピエミエキウンハ、中古音は

ピエミエキウンホとなる。

弓字の漢語発音は上古音は kiung

で中古音は kiung と微小な差違があるが、発声する上で大きな差違は無く、片仮名表記では共にキウンで良いと考へている。

キウについては、倭語ではキ・ウに分けて考へた方が良いかも知れない。

ここで漢字一字に倭語の発音を二音として当ててゐるのを不審に思われるかも知れないが、実は魏志倭人伝には一字を二音で記述している箇所が見受けられる。

具体的には、次に示す通り末盧国

が該当する。

又渡一海千餘里至末盧國(『一國志』

魏志倭人伝)

万葉仮名それぞれが別音と言つ非常に困つたものであり、どのように読むのか判断が難しい。

中古音の別の説としては、呼字を wo と読むものもあるらしい<sup>(4)</sup>。その場合は pie-mie-kiung-wo で、ピエミ

末盧国は松浦(まつら)地方を指すと言つのが定説であるが、末(まつ)盧と末字に二音を当ててゐる事が分かる。

陳寿は基本的には漢字一字に一音を当ててゐるが、特に法則として定めている訳では無く、外国語の名称に対し柔軟に漢字を当てていたと言つてゐる。

呼字の上古音に相応する倭語発音を力と記載しているが、これは現代日本語の音読み(漢音)では呼字をコと読んでいる事に基づいている。呼字の中古音ホをコと読むのであれば、上古音のハは力に当たるものと判断して記した。

表2では卑弥弓呼の漢語発音に相応する倭語発音をそれぞれ挙げたが、倭語としてまとめるとそれぞれ次の通りとなる。

- ① 上古音[pięg-mięr-kiuęg-hag] (ピエグ・ミエル・キウング・ハグ)
- ② 中古音[pię-mię-kiung-ho] (ピエ・ミエ・キウンホ)
- ③ 中古音[pię-mię-kiung-wo] (ピエ・ミエ・キウン・ウオ)

相応する倭語：ひみきつか

おおよそこの辺りであろうか。一

見すると倭語とは今一つ結び付きにくいように思えるかも知れないが、相応すると思われる倭語の意味を一音ずつ紐解いて見て行くと、次のように思われるかも知れないが、

うな候補があり、甲類乙類の区分が分かるものは補記しておいた。

相応する倭語の差違は語末の呼字の漢語発音のみなので、呼字の発音の候補はそれぞれ挙げるものとする。

- ・ひ..火[乙類] 緋 水[甲類] 檜[甲]
- 日[甲] 梶[乙] 斐[乙] 灯 杵 梭
- ・み..身[乙] 海 見[甲] 深 水[甲]
- 三[甲] 满 御[甲] 美[甲] 回(廻)
- 神[乙] 靈 簧[乙]
- ・き..城[乙] 駭[N] 木(樹)[乙] 酒
- [甲] 消 来[甲]
- ・う..鶴
- ・か..鹿 処
- ・こ..濃 子 児 処
- ・を..小 尾 苹 男 峰 麻 雄 緒

倭語の一音毎に意味を掲げたが、場合によつては複数音で意味を成す倭語を使用してゐた可能性もある。その場合を考慮すると、次のようになるであろうか。

相応する倭語：ひみきつか

相応する倭語：ひみきつ

見[乙甲]

・みき..氷見[甲甲] 氷水[甲甲] 火

・うを..魚

漢語発音と倭語発音と日本語の音読み及び万葉仮名を比較してみると、

卑字は漢語発音はヒ、倭語発音はヒ、吳音・漢音はヒ、万葉仮名では「ひ甲類」とされており、概ね符合する様子が見受けられるようである。

弥字の漢語発音はミエ、倭語発音はミ、吳音はミ、万葉仮名では「み甲類」となつており、これも概ね符合する。

弓字の漢語発音はキウン、倭語発音はキウ、吳音はク・クウ、漢音はキユウ(キウ)、万葉仮名では「ゆ」となつており、これは合つてゐるのか合つてないのか微妙ではあるが、万葉仮名は訓読みと思われるのか合つてないようと思えるだけで、大筋としてはキウなのである。

呼字の漢語発音はハ・ホ・ウオのいずれかであり、倭語発音はカ・コ・ヲとなり、吳音はク、漢音はコ、万葉仮名はヲとなるが、大筋としてはホとウオは近いと言えるかも知れない。

語の後半のウカ・ウコが何を示すのか私には分からなかつたのであるが、古語の専門家であれば分かるかも知れない。

もしウヲであれば倭語の語彙としても容易に魚(うを)を想起出来るので、

なお、魏志倭人伝では倭語のコに当たると思われる漢字が他に存在している。

具体的には、次の古字が相当する。

次有斯馬國 次有己百支國 次有伊邪

國 次有郡支國 次有彌奴國 次有好

古都國(『三国志』魏志倭人伝)

其南有狗奴國 男子爲王 其官有狗古

智卑狗(『三国志』魏志倭人伝)

好古都國をどのようによく読むのかは

何とも言えないが、狗古智卑狗の古字はコと読まれる事が多い<sup>②</sup>ので、重複してしまつ。

参考までに、古字の発音を掲げる

と稿末の表1の通りとなる。

勿論重複が禁じられている訳では

無いのかも知れないが、史書を編纂

する際には、分かり易く統一する可

能性は高いのではないか。そう考え

ると、古(コ)・呼(ヲ)と使い分けたと

考えた方が、自然な読解ではある。

更に言えば、倭語には撥音が存在

しなかつたと言う見解について触れて

いるが、倭人がウヲと話したのを

魏人がウンウオ(ウンウオ)と聞き取つたかも知れず、呼字をヲと読む場

合は撥音についてはそれ程気にしなくても良いのかも知れない。

これらを考慮すると、呼字はウオを採用するのが、恐らく正解となる

字	上古音	中古音	中世音	現代音	拼音	呉音	漢音	万葉仮名
卑	pieg (ピエ)	piě(ピエ)	pi(ピ)	poi (ピイ)	bēi(ベイ)	ヒ	ヒ	ひ甲類(日本書紀,古事記,万葉集)
彌 (弥)	miěr (ミエ)	miě(mbiě) (ミエ,シビエ)	mi(ミ)	mi(ミ)	mí(ミイ)	ミ	ビ	み甲類(日本書紀,古事記,万葉集) ム(日本書紀) <sup>(8)</sup> び甲類(日本書紀)
弓	kiuəŋ (キウン)	kiuŋ (キウン)	kiong (キオン)	kuəŋ (クォン)	gōng (ゴォン)	ク, クウ	キュウ (キウ)	ゅ(日本書紀,古事記,万葉集) <sup>(9)</sup>
呼	hag(ハ)	ho(ホ)	hu(フ)	hu(フ)	hū(フウ)	ク	コ	を(万葉集)
古	kag(カ)	ko(コ)	ku(ク)	ku(ク)	gǔ(グウ)	ク	コウ	こ甲類(日本書紀,古事記,万葉集)

表 1 卑弥弓呼および古の発音

字	卑		彌(弥)		弓		呼		
上古音	pieg (ピエ)	-	miěr (ミエ)	-	kɪuəŋ (キウン)	-	hag (ハ)	-	-
中古音		piě(ピエ)	-	miě(mbiě) (ミエ,ンビエ)	-	kɪuŋ (キウン)	-	ho(ホ)	wo(ウオ)
倭語	ひ	ひ	み	み	きう	きう	か	こ	を

表2 卑弥弓呼の漢語発音に相応する倭語

上古音	pieg (ピエ)	-	miěr (ミエ)	-	kiuəŋ (キウン)	-	hag (ハ)	-	-
中古音		piě(ピエ)	-	miě(mbiě) (ミエ,ンピエ)	-	kiuŋ (キウン)	-	ho(ホ)	wo(ウォ)
倭語	ひ	ひ	み	み	きう	きう	か	こ	を

表2 卑弥弓呼の漢語発音に相応する倭語

(1) 西晋朝陳寿撰『三国志』魏志烏丸鮮卑東夷伝倭人伝。

(2) 魏晋音と言ふ名称で区分する研究者もおられるようである。

(3) 漢字の発音は藤堂明保・加納喜光編集『新漢和大字典 普及版』(株式会社Gakken、二〇〇五年)の字典を参考にしている。

(4) 例えば安本美典『卑弥呼は日本語を話したか倭人語を「万葉仮名」で解説する』(PHP研究所、一九九一年)。

(5) 橋本進吉「国語音韻の変遷」『古代国語の音韻に就いて』橋本進吉(岩波文庫、一九八〇年)所収。

(6) 橋本進吉「駒のいななき」『古代国語の音韻に就いて』(岩波文庫、一九八〇年)所収。

(7) 例えば仁藤敦史「鬼道を事とし、よく衆を惑わす—謎の女王卑弥呼」設楽博己『三国志がみた倭人たち 魏志倭人伝の考古学』(山川出版社、二〇〇一年)所収。

(8) 厳密には万葉仮名では無いかも知れない。

(9) 訓読みの万葉仮名か。「ゆみ」の語頭を切り取つて使用したのである。

書棚を整理していく、三十年前の和田家文書調査時に入手した奈利田浮城著『古代探訪 幻想の津軽中山古墳群』のコピーが出てきました。青森県内の図書館でコピーしたものと思いますが、入手時の記憶がありません。随所に傍線を引いていることから、読み込んではいたようですが、三十年ぶりに再読したところ、当時は気づけなかつた重要な記事が散見されましたので紹介します。

同書は津軽地方に古墳があつたとする仮説に基づいて、五所川原市周辺の墳丘形状遺構を紹介したもので、発行は昭和五一年（一九七六年）とわたし가 표지에 손으로 써あります。出版社が不明なので、平成の和田家文書調査当時の様子がうかがえます。出版社が不明ですのでWEBで調べましたが、著者名・出版年次（昭和五一年一月）は確認できましたが、出版社はわかりません。そこで、同書を所蔵する弘前大学図書館に電話でたずねたところ、同館所蔵本にも出版社名は記されていないので、「私家版ではないか」とのことでした。

著者名の奈利田浮城は、ベンネーム

## 『中山古墳群』の証三 京都市 古賀達也

# 『幻想の津軽中山古墳群』の証三 京都市 古賀達也

と思われ、本名は成田不二雄氏のようすです（注①）。サイニイ（注②）によれば、奈利田浮城氏（成田不二雄）による次の著書がありました。

『小説御所河原起源史』一九七四年。『古代探訪 幻想の津軽中山古墳群』一九七六年（コピーセイを古賀所有）。『古代津軽の酋長豪族 奇伝異説』高橋城史跡保護会、一九七八年。『津軽蝦夷乃王国始末顕』北奥文化研究会、一九八一年。『あおもり古代史六九の謎』西北刊行会、一九八八年（古賀所蔵）。なお、私家版とは言え、「五所川原市長 佐々木栄造」による序文があり、「題字 青森県知事 竹内俊吉」とされており、著者の交友範囲をうかがえます。

## 二、和田父子が発見した洞窟

同書には、津軽地方の次の「古墳」が紹介されています。

古墳（役小角墳墓）・姥森古墳（女酋長の縦穴墓）・大滝の古墳・石塔山横穴古墳（役小角墳墓）・古墳・六本松古墳。

わたしが注目したのは石塔山横穴古墳（役小角墳墓）です。その解説中には、和田家が山中の洞窟から発見した遺物のことが記されています。次

の記事です。

「筆者も残念ながら附近まで足を運んで未だ現場を確認しておらない。従つて、発見者（昭和二十六年六月）和田元市氏の口述、それをメモした

在地の諸先生方のご教示と。福士貞蔵先生の解釈。出土した仏像と佛具、さらには舍利壺、銅板銘文、木皮漆書

をもとに心血を傾けて数年間にわたり解説と解明にあたられた飯詰の開米智鎧師の後世に残るであろう原文の直訳記録に依存し、私見を導入して綴り込むことの大膽無謀を重々寛容願いたい。（中略）

昭和二十六年頃か、発掘当時は異常な反響を巻き起し、中央地方を不問、数多くの学者専門家の諸先生方いろいろと調査研究なされての諸見解を発表されて百家争鳴の感がありました。現在はほとんど忘れられたものか、五所川原でさいも極く一部の人々以外は話題にものぼらぬのは残念なことです。」七〇～七一页

『幻想の津軽中山古墳群』で紹介された石塔山横穴古墳（役小角墳墓）ですが、その位置と洞窟内外の様子が記されています。

## 三、役小角墳墓の遺物

ここに記された「洞窟なるものは、石塔山梵場平なる約三〇〇坪ほどの傾斜面台地の丘陵中段の一角に径口（入口）約一米」という表現が、テレビ東京で放送された『三身洞』の様子に似ていることに注目しました（注④）。偽作キヤンペーンでは、和田家が発見した遺物を偽造品とか古物商から買ったものと批判してきましたが、これら偽作キヤンペーンが虚偽言』やテレビ番組の報道内容から、また一段と明らかになりました。同時に、秘宝の在処を書いた「東日流外三郡誌」の真作性の証明にもなったようです。〔令和六年（二〇二四）十月六日、筆了〕

業としていた和田父子（元市・喜八郎）が、自家の文書に基づいて発見した洞窟（「三身洞」と呼ばれていたようである）から出土した遺物（注③）について記されており、「和田元市氏の口述」とあることから、当時は喜八

郎氏よりも父親の元市氏の存在が重要であったことがわかります。このことは、和田家文書を喜八郎氏による偽作とする偽作説と、当時の状況を知る人の証言とは食い違っていることを示しています。その意味でも、『幻想の津軽中山古墳群』に記された奈利田氏の『証言』は貴重です。

前域には高さ約一米半の五重塔が在ったこと、刻文摩滅破損の石塔が二基在ること、さらに經筒を内蔵させ

てあった小五重塔が二基も存在したこと、為念、經筒は高さ七寸、口径三寸で筒上に三寸の不動明王を安じて筒面に「役小角歴跡、修驗宗大法、不開可」と書いてあり、經筒の中味は樹種不明の木皮漆書が所蔵されてあります。さらに左方塔の下に石造經管（年代の極め手か）が埋蔵されてあって厚さ一寸の蓋石の中に銅銘板があつた由。（後略）」七五～七六頁

（注）① 国立国会図書館サーチによれば、同書著者の欄に奈利田浮城、出版者

に成田不一雄とある。

②CiNii(サイニイ、NII学術情報ナビゲーター、Citation Information by NII)は、国立情報学研究所(NII、National Institute of Informatics)が運営するデータベース群。「古田史学の会」が編集発行する『古代に真実を求めて』(明石書店)はCiNii認定図書である。

③当出土遺物の一部(舍利壺など)が福士貞蔵編著『飯詰村誌』(昭和二六年・一九五一年)に掲載されている。

④「土曜スペシャル ミステリアス・ジャパン みちのく黄金伝説の謎を求めて」(テレビ東京・キネマ東京作成、昭和六一年頃の放送。MCは中尾彬)

四月条  
百濟王は斯我君を派遣朝貢し「先に進調した麻那は百濟國主の骨族ではなかつたので、つつしんで斯我を派遣して朝廷に奉ります」と上表した。遂に子有りて法師君という。これ倭君の先なり。

富川氏は、子が無かつた武烈天皇に嫁いだ百濟王族の斯我君が遂に法師君を生んで、法師君が倭君の祖となつたとします。武烈天皇には子がいたことになりますが、文意から富川氏のこの解釈以外にありえないのです。

ところが、岩波書店版『日本書紀』(坂本太郎氏他編集)も小学館版『日本書紀』(小島憲之氏他編集)も、この解釈を取らずに※スルーしています。なぜなのか、答えは簡単です。次の継体紀には、(武烈)八年に小泊瀬(武烈)天皇が崩御して、元より男子・女子無くして継嗣絶えるところだつたとあつて、武烈天皇に子がいなかつたので、(止む無く)応神天皇の五世の孫という遠縁でありながら継体天皇が即位したという筋立てになつてゐるのです。一元史観にとらわれてゐると、辻褄が合わなくなるので、武烈天皇に子がいたという記述に目をつむつてスルーするしかなかつたのでしよう。多元的にみると、

## 百濟の姫に子を産ませた武烈

八尾市 服部 静尚

### 一、十七年前の富川論文の再評価

◆『日本書紀』武烈七年(五〇五)に富川ケイ子氏は『武烈天皇紀における「倭君』(二〇〇七年、古田史学会報No.七十八)の中で、左記に示す武烈紀の「遂に子有りて」について重要な指摘をしています。

### 二、武烈紀、武烈記記事の検証

(1) 富川論文より推し測ると、武烈紀、武烈記には近畿天皇家の祖先

百濟から加羅に派遣された「城方甲背昧奴(こははいまな)」と同一人物の将軍と見て、斯我君も将軍と見なしています。しかし、将軍を進調使に送るでしようか。戦場となる所へは將軍を派遣しますが進調使には相応しくありません。朝廷に事え奉るとあるのですから、百濟の将軍が倭王に仕えることになります。そして仕え奉った将軍に「遂に子ができた」と記す理由も考えられません。斯我君はやはり女性なのです。

A—小泊瀬稚鷦鷯の父母の話と、小泊瀬稚鷦鷯の崩御記事。

B—一時期、平群真鳥が倭王に代わつて政(まつりごと)を占有していましたが、大伴金村連がこれを討つて、

「政」を太子に反(かえ)した一連の記事。先に示した斯我君に子が生まれる一連の記事。

C—「妊娠の腹を割いてその胎児をご覧になつた」というような残忍な奇行の数々の記事。

(2) 武烈紀は四九九年から五〇六年までを記しています。これとは別に、中国史書では倭王武が四七八年に始めてあらわれ、五〇二年の梁

「子が無い武烈天皇」とこれを継いだ繼体天皇は近畿天皇家の祖先の系図に基づき記述されたもので、「百濟王の血筋の子をもうけた武烈天皇」は九州王朝の王(倭王)の記事を盗用したものとなります。さらに富川氏は続けて、武烈紀に見える武烈天皇の悪行は、九州王朝天皇の史書記事を盗用したものと推定します。

ここで、記紀のこの間の全ての記事を個別に検証して、A—近畿天皇家の祖先の伝承よりの記事、B—九州王朝の史書よりの盗用記事、C—どちらか判定不明の記事かを、私なりに推測して左記のように分類してみました。

前者には子が無くて、後者には百濟の姫に産ませた法師君という子がいたのです。

である小泊瀬稚鷦鷯(をはつせわかさきぎ)と言つ人物の記事と、九州王朝の史書より盗用された武烈王の記事が混在していることになります。

への朝貢を最後にします。つまり記

紀の小泊瀬稚鷦鷯は倭王武とは完全

な一致はないのですが、少なくとも倭王武の業績記事の一部が武烈紀に盗用されている可能性が考えられます。

そこから推し測ると、四九八年の平群真鳥事件をから、この時期、倭王の地位は決して安定していたわけではなく、臣下に取つて代わられる危機があつたことになります。

(3) 『中歴』年代歴には、善記と いう九州年号の細注に次のようにあります。

◆ 善記四年、元年壬寅、(以下細注) 同三年癸成始文、善記以前武烈即位

善記という年号が四年間続き、そ

の元年は壬寅の歳。善記三年には発

た。そして、善記以前に武烈(王)が即位していたと言うことでしょう。

即位していたことになります。五〇二

年支年より善記元年は五二二年とな

る。五二二年以前に武烈王は即

位していたことになります。五〇二

年後に倭王武の消息が消えてから二〇

一年後の武烈王即位記事であつて、同

人物である可能性は薄く、倭王武の次世代の王が武烈王であつた可能性が考えられます。

### 三、倭君とは

——子孫関係ということになるのであろうか。

く、倭君とは後に和氏となり、桓武天皇の母である高野新笠はその子孫であつたとします。桓武天皇は光仁天

皇の長男です。光仁天皇は、九州王朝と百濟王の血筋である倭君家から(後に皇太后となる)妻を娶つたことになります。

(富川論文よりの引用)

(岩波書紀は)『新撰姓氏録』左京

諸蕃から「和朝臣、出」自「百濟國都慕(つも)王(東明王のこと)十八世孫武寧王」也を引いて、「この和朝臣は、武寧王の子の純陀(じゅんだ)太子の子孫で、ふつう和史の末とされてい

るが、或はこの倭君と和朝臣とが結

び付くのかもしれない」という。ちなみ

みに、『続日本紀』桓武天皇の延暦八年十二月十五日の条※に、「皇太后、

姓は和氏(やまとのうじ)、諱は新

笠・・・・後の先は百濟の武寧王の子

純陀太子より出づ・・・・宝龜年中に

姓を改めて高野朝臣とす・・・・その

百濟の遠祖都慕王は、河伯の女、日精

に感てて生める所なり。皇太后は即

ちその後なり」とある。岩波書店版

『日本書紀』の注が言うように、武烈

紀の「倭君」と姓氏録の「和朝臣」と

介として、「倭君」と高野新笠は先祖

※延暦九年(七九〇)一月十五日の条の間違い。この条に皇太后を葬る記事があります。

◆ 葬於大枝山陵。皇太后姓和氏。諱新笠。贈正一位乙繼(おとつぐ)之女也。母贈正一位大枝朝臣眞妹。后先出自百濟武寧王之子純陀太子。皇后容德淑茂。夙著聲譽。天宗高紹(光仁)

天皇龍潛之日。娉而納焉。生今上。早

良親王。能登内親王。宝龜年中。改姓

爲高野朝臣。今上即位。尊爲皇太夫人。

九年追上尊號。曰皇太后。其百濟遠祖

都慕王者。河伯之女感日精而所生。皇

太后即其後也。因以奉謚焉。

なお、『三国志』東夷伝の夫餘条が

引く『魏略』に、次のように記されて

います。

◆ 『魏略』に曰く、「旧志に又言う。

昔、北方に高離(高句麗か)の国あり。

その王は侍婢が身ごもつたので、王

はこれを殺そうとした。婢が云うに

は、雞(とり)の卵に似たものが天か

ら降りてきて私は身ごもつたと。後

に後に子が生まれると、王は赤ん坊

を廁の中に捨てたが、猪が口から息

を赤ん坊に吹いた。馬小屋の仕切り

に移すと、馬が赤ん坊に息を吹きか

けて死ぬことはなかつた。王は天の

子ではないかと疑い、その母に育てさせた。名は東明といい、常に馬の面倒を見ていた。東明は弓射に長けていて、王は国を奪われるのを恐れて、彼を殺そうとした。東明は走り去つて、南の施掩水に至つた。弓で水を撃つと魚やすつぽんが浮いてきて橋となり、東明は渡ることができた。その後、魚やすつぽんはすぐに解散し、追兵は渡ることができなかつた。東明はこうして夫餘の地に都を作つて王となつた。

河伯とは、古代朝鮮の三国時代の神話に登場する鴨綠江の神であつて、高句麗及び夫余建国者の母方の祖父とされています。ここから、高野新笠に「天高知日之子姫尊」というおくり名がされたという記事です。

(2) 私は『倭国』にあつた二つの王家』(多元No.一七二二号)で、五二八年の磐井の乱は九州王朝内で起つた倭(ヤマ)王家から天(アマ)王家への王家交代事件であると示しました。

そうであれば、倭君とはヤマ王家の系譜を継ぐ氏族であつて、倭王から引きずり降ろされた磐井こそが、

『中歴』の武烈王であつて、武烈紀に見える百濟王の血筋の子をもうけた武烈王だつたことになります。

武烈紀の悪行は律によつて制定さ

れた刑罰を示しており、律を整備して裁判を行った磐井を貶める記事と思えるのです。磐井の乱で倭王はアマ王家から出ることになり、ヤマ王家はのちに倭君となつたのではないかでしようか。継体紀が言う、糟屋の屯倉を献上して死罪をのがれた筑紫君葛子こそが法師君となります。

## 神功皇后研究余録

岩見沢市 和田高明

### 一、「登立（のぼりたて）」探索

—山根（やまね）には 群山（むらやま）あれど とりよろふ 天の香久山  
登り立ち 国見をすれば 國原は 煙立ちたつ 海原は 鳥たちたつ

浜跡（はまと）の國は（万葉集卷一、二）

現地に足を運び、判明したことを

ご報告いたします。

古田先生の『古代史の十字路』「万葉批判」第三章 豊後なる「天の香久山」の歌』に「登立」に関する記述があります。大分県別府市に二箇所の小字「登立」があり、それは「眺望の

きく一定の地形を示す地形名詞」ではないか、というものです。このたび、別府市在住の友人と、別府市立図書館の司書の方の協力のもとに「登立」を探査したところ、鶴見岳西南部の箇所は確認できませんでしたが、柳田一組に関しては存在することが判つたので訪れてみました。そこは別府市南部の平地の外れ、日豊本線を越えてつまさきあがりの山道を登ること一時間半ばかり、喘ぎあえぎ辿り着いたところでした。かつて古田先生がお会いしたという工藤さんの息子さんに折よくお会いすることができ、「登立」の場所を案内していただくことができたのです。そこは、谷合の小地域で、からうじて別府湾が見える程度で、鶴見岳どころか他の山々も望めない場所でした。海岸や平野部から登った場所に違いありませんが、「崖の外れ」でもなければ「周囲より小高くなつた場所」でもなかつたのです。その逆といつてよい箇所でした。そこの「登立」とは、少なくとも「高まり」を表す言葉ではなかつたのです。

存在の確認できなかつた鶴見岳西南部は別府市東山、城島（きじま）高原の辺りになります。ここからだと鶴見岳や由布岳は見えるでしようが、あります。大分県別府市に二箇所の小字「登立」があり、それは「眺望の

もう一ヵ所、自ら見つけた「登立」も訪ねてみました。大分県宇佐市下乙女地区です。（旧四日市町、それ以前は八幡村、さらに遡つて下乙女村。）日豊本線柳ヶ浦駅と豊前善光寺駅の中ほど、やや善光寺駅寄りの地区です。その辺りから海側は○○新田地名が多いので、埋立地が多いことが知れます。すると古代の海岸は概ね日豊本線のラインということです。その下乙女地区の東端に乙咩神社があります。発掘調査の結果、この神社は五世紀に造られた方形周溝墓の上に鎮座していたのです。また、古くから宇佐神宮と密接な関係にあり、主祭神は比咩大神なのです。この比咩神社のすぐ近くに、小字「登立」がありました。バス停「乙女」のある場所で平坦なところです。よく晴れた日には鶴見岳が遠望できるということが、見えるというだけで遠すぎます。乙咩神社から直線距離で南に十五～六kmの所が安心院町で、町はずれに「妻垣（つまがけ）神社」があります。ここには比咩大神が居た証としました聖地であるという伝承があります。これを繋げて考えるとこうなります。あるとき、比咩大神が船団を率いて乙女の地に上陸。その地を「登立」と称した。そして安心院の地まで制圧したということです。宇佐神宮は登立の南東五～六kmです。「登立」と

いうのは、「高いところに登る」という文字通りの意味の外に、「領域支配の拠点」という意味合いがあつたのではないかでしょうか。

### 二、比咩大神考察

福岡県の東部、行橋平野の西側と南側に古墳が群集しています。一辺十キロメートルほどのL字形の山麓に古墳と古墳群が密集しているのです。その数は五十をはるかに超えます。

現在の「行橋平野」の平坦地は、古代にはほとんど海でした。海が入り込み京都湾とでもいうべき地形だつたのです。古代の「みやこ」は旧勝山町（現みやこ町）で、海岸線が後退して現在の行橋市の領域が京都郡のメインとなつたというわけです。その「みやこ」の後背地である「死者の谷」が古墳団地として残っています。

巫女としての女性大王が居た証として、「御所ヶ谷」「御所ヶ岳」「祓川」という地名、そして何より「京都郡（みやこぐん）」として残っているのです。そして「御所ヶ谷神籠石」があるということは、「ここが守るべき重要な場所であつたことを物語つています。更に、「比咩大神」を祀る神社が濃密に分付しているのです。（＊拙

論一神社の向こうに見えてきたもの」  
参照) 比咩大神時代の「首都」は京都  
都郡であつたと考へることが自然で  
す。

「閑話休題、旧勝山町に「綾塚古墳」という円墳があります。その前に鳥居が建っているのですが、そこに「女帝神社」と書かれているので、さては比咩大神埋葬の古墳かと気持ちが騒ぎました。そこで「みやこ町歴史民俗博物館」で伺ったところ、副葬品発見は何時の時代のものか不明ながら恐らく男性の墓であるというのです、装飾品を“発掘”した者が女性のものと思つたために女性の墓であると村人たちに言い伝えられてきたものでしよう。遺骨が発掘されたのかと聞いたところ、それはないという返答でした。おそらく、この古墳は盗掘にあつたために、“発掘”者も“発掘”時代もあいまいなままで時間が経過したものでしよう。“王族”的装飾品が庶民にとつては女性のものと思われたために「女体」神社という名がつけられ、それでは品がないと、いうので「女帝」神社となり時代を経た、というのが真相ではないかと思われます。村民への聞き取り調査は明治初期ということです。「比咩大神の伝承が残っていたので「女帝神社」として祀られていたという期待は大外れでした。

行橋平野を西に山を越えると香春町です。勾金橋宮があつたとされている所です。これもなにやら暗示的ではありませんか。

## 「東京古田会」月例会報告⑧

※文責・新保高之

【第一部】進行役は事務局長の斎藤、

## 【第一部】進行と説明・解説は幹事の

二〇一四年八月度（三二日）久松  
町区民館にて、参加者は会場十八名、  
リモート十一名。

## 【第一部】（一・懇談会は中止）

# 一・研究發表 「滋賀県湖西地主」

代史調査報告」（久保玲子氏）（1）

説明趣旨… 昨年10月に旅した湖西

## 第三回 起業・田舎の人はおなじみで、お酒を飲んで、地方における古代史関連調査の報告

（2）発表項目..①調査にあたつての

問題意識（5項目）、②旅行後に調べる発表項目：○調査にあたっての

問題意識(3項目) ②旅行後に調べた当該地方古墳等の状況、③一日間

た当該地方古墳等の状況 ③ 一曰聞  
こ訪れた神社、古墳、関連施設10カ

に訪れた神社 古墳 関連施設 10カ所を訪問頂て説明、<sup>④</sup>湖西地区にて

所を訪問順に説明 ④湖西地区における  
さるの池の注目古墳、⑤調査を終

けるその他の注目古墳、⑤調査を終

えての感想（どの神社・古墳とも九州  
三州系と思ひて、三つ貴重が、調査固

王朝系を想定させる遺構で、調査個

所での大和系の痕跡は観られなかつ

た、他)。⑥白髭神社鳥居の遙拝先。

た、他。  
⑥白鬚神社鳥居の遙拝先。

王朝系かは、これまで調べてきた調査事項に照らして判断。②白髭神社鳥居からの遙拝先・五社神社は白髭神社より先に存在した、等。(4)感想・呼吸器系疾患で治療療養中のところを会場で、懸念された咳などによる休憩もなく丁寧に発表され、質疑に答えられた。配布資料もきちんと整理されており大変わかりやすく、かつた(発表70分、質疑30分)。

**【第二部】**会場は映像なし。配布資料をのみ。一・勉強会「古田武彦『失われた九州王朝』その九」(1)対象・第五章 九州王朝の領域と消滅部分、及び②第三節「九州年号の領域」、③第四節「結び――三つの真実」。

(2)当該節の要旨・①江田船山古墳の太刀銘についての解釈や説を批判的に検証し、大刀が九州王朝に關係するものとされる。②漢代に始まつた九州王朝の領域や敵対する拘奴国の位置・領域等について論述されている。③近畿天皇家一元史觀も仮説の一つであるとし、「九州王朝は地方豪族に過ぎない」とする説を批判される。そして、九州王朝は他国への長期にわたる武力侵攻と支配により滅びたと結論される。(3)質疑等・①稻荷山古墳の鉄拳銘文が金象嵌な

のに対して、江田船山古墳太刀は銀象嵌なので、天皇より下位者に贈られたものと推定される。②九州王朝の滅亡の原因の中で「何よりも朝鮮半島内人民の怨嗟の声と武器の支配とを対立させていたこと」との先生の記述に関して、賛否両論の意見が交わされた。(解説・質疑四〇分)二、読書会「岩波文庫『日本書紀』天武天皇紀下その九」(1) 対象範囲・朱鳥元年条。(2) 内容・①宇治谷孟編の現代語訳を基に記事朗読、②該当・留意事項を抽出説明、③主要記事は、難波大藏省から出火し、宮室全焼、天皇が不予以、天皇の病は草薙剣の祟り、「朱鳥元年」への改元、天皇崩御と大津皇子の謀反、発覚、等。④トピックとして、「伊勢王登場する記事」十件を抽出し、正木裕氏の三四年遡上説を適用して結果を紹介した。(3) 質疑等・①朱鳥元年条は全体として天武二~十四年条とは様相が異なっている。②トピックの「伊勢王」に関連して、○イ 伊勢神宮と關係がある、○ロ 『万葉集』に伊勢王が流された歌がある、○ハ 白雉元年の改元記事は九州年号と2年のズレ。○ニ 持統八年十一月条の「藤原宮への遷都」記事の翌年に九州年号「大化」が始まっている。(解説・質疑五〇分)

● 101 四年九月度（二八日）明石町区民館にて、参加者は会場十五名、リモート八名程度。

【第一部】（【第一部】は休止。）

一 研究発表 「壬申紀」の変なところ（新保高之）（1）説明趣旨・昨年度実施の「読書会（天武天皇紀上）」をもとに「変なところ」に着目して再構成。「変なところ」とは、①「壬申紀」には新旧取り混ぜて特殊・稀な用語が登場。②記事内容にも不審な点が多々ある、と言うこと。②

発表項目・「壬申紀」は、①即位前紀と②元年の外交記事及び③いわゆる「壬申の乱」から構成され、全体が「即位前紀」になる。④「壬申の乱」の主項目は、挙兵決意・東国入り・

近江朝廷の狼狽・野上行宮で大号令・合戦開始・近江会戦・壬申を吹負が防衛・乱の終結・壬申への凱旋だが、発表では深入りしない。（4）質疑等..

①「壬申」とは近畿か九州か、②「乱」の時期は本当に夏なのか、③大海人皇子勢が近江朝を「東国」から攻めた、誰か、等。（5）やはり「壬申の乱」の事項に質問が集中した。（発表105分、質疑30分）

二、懇談会・橋高修副会长から「10月度月例会のデ

イスカッショング」に向けて参加者への準備作業を喚起する提案と説明があつた。配布資料をもとに、『九州

王朝の歴史学』の全体目次と第四篇「新唐書日本伝の史料批判—旧唐書との対照」を構成する十項目の紹介があり、論点として①倭国と日本

国は併存したか、②倭国から日本国への政権移行はどのように行われたか、③「日本国」の国名はいつからか、が提示された。この後に意見交換と質疑応答があつた。（四五分）

## お知らせ

### 【月例会・今後の予定】

● 12月月例会

日時：12月21日（土）午後1時～5時

会場：東京古田会HPでお知らせします。（オンライン参加できます）

### 【第一部】

### 【研究発表】

\*発表者：大下隆司氏

テーマ：「難波に九州王朝副都はなかつた」

\*懇談会 フリートーキング

【第二部】新保高之氏

\*勉強会 古田武彦論稿より『盗まれた神話』その2

\*読書会 日本書紀を読む『持統天皇紀』その2

● 1月月例会

【新入会員募集】

東京古田会は新規会員を常時募集しています。古田武彦や古代史に興味のある方、どうぞお気軽にお問合せ下さい。また、入会ご希望の方や、

本会にご興味のある知人・友人の方を紹介ください。入会希望の方は事務局に電話又はメールで住所・氏名等ご連絡ください。年会費は4千円になります。

## 【第一部】

\*研究発表 発表者：國枝浩氏  
テーマ：「古田氏の旧説撤回問題について」

● 1月月例会

\*懇談会 フリートーキング

【第二部】新保高之氏  
\*勉強会 古田武彦論稿より『盗まれた神話』その3

\*読書会 日本書紀を読む『持統天皇紀』その3

● 「東京古田会ニュース」原稿募集！  
東京古田会では東京古田会ニュースへ掲載する論文・小論・古代史雑感などを募集しています。住所・氏名を必ず明記のうえ、500字から5,000字程度にまとめて、Eメールにて左記へお送りください。ただし、特定個人への中傷や古代史と無関係な場合は掲載をお断りすることがあります。予めご了承ください。また、他紙などへ既に投稿しているものとまったく同じ内容の原稿は原則として掲載できません。掲載の可否については編集会議で決定させていただきます。（Eメールアドレス）

● 「東京古田会HPにご意見お寄せ下さい」  
6月より新たに模様替えたHP。種々のお知らせやトピックスなど好評です。お気づきの点がございましたらご意見お寄せ下さい。

● 編集後記（斎）

今回初投稿・堀口氏の「卑弥呼は漢語で読むべき」に学ばされました。又、読む機会がなかつた『駄戎慨言』宣長の論旨を解説して頂き國枝氏に感謝です。